

令和5年 第12回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和5年12月22日(金) 13時55分～15時15分
場 所	阪南市役所第2会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子 委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局職員〉</p> <p>生涯学習部長 伊 瀬 徹 生涯学習部理事 中 野 泰 宏 生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 教育総務課長 吉 見 勝 吾 学校教育課長 石 原 慎 中央公民館長 伊 藤 典 明 生涯学習推進室参事 中 出 篤</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和5年第12回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に水島委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和5年第11回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和5年第11回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市営プール設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市営プール設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市営プールは、「阪南市行財政構造改革プラン改訂版」に位置付ける「公共施設の再構築」の取組の一環として、少子化による利用率の低下に加え、施設の老朽化に伴い今後想定される施設の大規模改修に係る費用負担等を踏まえ、全てを廃止することとし、令和5年2月24日開催の令和5年第2回定例教育委員会の協議事項第2号として、「阪南市営プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」協議していただいた。その後、市議会の厚生文教常任委員会での審査と3月24日の市議会の議決を経て、令和4年度末で全ての施設を廃止した。その際、「阪南市営プール設置及び管理に関する条例施行規則」も同時に廃止すべきだったが、「条例の廃止により自動的に規則は廃止されるはず」との思い込みもあり、規則の廃止手続きを失念していたため、条例の廃止から約9か月を経過したタイミングで規則の廃止を提案するものである。なお、速やかに廃止するため、施行日は公布の日とする。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

参考資料②は阪南市営プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例だが、附則の第2条で阪南市暴力団排除条例の一部改正について言及しているのはなぜか。

(生涯学習推進室長)

阪南市暴力団排除条例第10条では、別表に掲げる施設の仕様又は利用について暴力団の利益になると認める場合は当該使用等を許可しないと規定しており、別表に阪南市営プールが含まれていたため、その部分を削除したものである。

(柴崎委員)

承知した。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第4号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」(生涯学習推進室)

◆議決事項第2号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

関係する案件であるため、報告事項第4号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」、続けて議決事項第2号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員の委嘱について」の2件について生涯学習推進室の報告と説明を求めらる。

(生涯学習推進室長)

まず、報告事項第4号について報告する。

本要綱は阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例に基づき、阪南市留守家庭児童会指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものである。委員構成は、より専門的かつ広範な見地から指定管理者候補者の選定を行えるよう、見識や経歴などの人物重視で選任するため、第2条第4号の「教育委員会事務局職員」を除き、団体の代表者等の充て職とならないよう規定している。施行期日は令和6年1月1日である。

続いて、議決事項第2号について説明する。

先述の要綱の制定に伴い、資料に記載の8名に新たに阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会委員を委嘱するもので、任期は、令和6年3月1日から当該指定

管理者の指定期間が満了する日又は指定の取消しの日までである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告と説明を受けて、意見、質問等はないか。

(辻委員)

報告事項第6号は、報告事項第4号で制定するのと同じ名称の要綱の廃止に関するものだが、どう関係しているのか。

(生涯学習推進室長)

報告事項第6号は、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例が令和4年3月に施行される以前に、指定管理者選定のために制定された要綱についてのものである。条例制定後は条例に基づいた選定を行うため、報告事項第4号の要綱を制定し、条例に基づかない要綱を廃止するのが報告事項第6号となる。ただ、現在は報告事項第6号の要綱に基づいて選定した指定管理者による運営が行われているため、直ちに廃止するのではなく、指定管理期間最終年度の第三者モニタリングが実施できるよう、指定期間満了の一年後に廃止することとしている。よって現在は、条例に基づく要綱と廃止されることが決定している要綱、同名称の二つの要綱が施行されている状態である。

(教育長職務代理者)

二つの要綱に基づき委嘱等されている委員は、重複しているのか。

(生涯学習推進室長)

教育委員会事務局職員など、一部の委員は重複している。

(水島委員)

現在の指定管理者を選定する際は、いくつの事業者から応募があったのか。

(生涯学習推進室長)

留守家庭児童会への指定管理者制度導入以後、いずれの選定時も応募に至ったのは1事業者のみであった。

(水島委員)

応募した事業者に瑕疵があった場合、どうするのか。

(生涯学習推進室長)

本市では、指定管理者選考の際には満点の60%を基準点とし、それに満たない場合は、応募が1事業者しかなくても指定管理者候補者としての選定は行わないこととしている。

(水島委員)

唯一の応募者が基準点に満たない場合はどうするのか。

(生涯学習推進室長)

仕様書を見直すなどした後、再度募集する。

(教育長)

競争の原理が働いた方がいいというご意見は毎回多方面からいただくが、応募が1事業者であっても安易に選定することなく、基準点を設けて厳正に審査している

ということである。

(柴崎委員)

選定過程に問題がないことは理解したが、そもそも選定委員に市民は入っていないのか。

(生涯学習推進室長)

報告事項第4号の所要綱第2条第3号に「放課後児童健全育成事業に見識のある者」と規定しているうちの一人として、議決事項第2号の資料にもあるとおり、阪南市PTA協議会小学校部会長に委嘱することとしており、保護者ならではの視点で審査していただけるものとする。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第3号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市立文化センター協議会委員は、本年6月23日開催の令和5年第6回定例教育委員会に議決事項第4号として提案し、案のとおり候補者全8名に令和5年7月1日からの2年間の任期として委嘱するとの議決をいただいた。その後、学識経験者の委員1名が体調不良のため7月28日付けて辞職したことにより、欠員が生じていたが、ある委員から本候補者をご紹介いただき、内諾をいただいた。本候補者からは資料に記載しているこれまでの経験に基づいた貴重なアドバイスをいただけるものと期待している。なお、補欠委員の任期は前任者の残任期間となるため、任期は令和6年1月1日から令和7年6月30日までである。

(教育長)

議決事項第2号もだが、委員候補者についての詳細な資料が添付されており、大変参考になる点を評価したい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和5年11月1日から11月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、阪南市合同吟詠会主催「第三十七回阪南市合同吟詠大会」である。令和6年2月11日、文化センター・小ホールにおいて、市内在住・在勤者や市内で活動する人を対象に、詩吟や詩舞、尺八演奏の発表会が開催される。

2件目は、大阪府立青少年海洋センター主催「春のマリンフェスティバル」である。令和6年3月20日、大阪府立青少年海洋センターにおいて、一般や家族の方を対象に、カヌーや小型ヨットの体験、クルージングなどのマリンスポーツの体験会が実施される。

3件目は、NPO法人子どもNPOはらっぱ主催「だるま森のゲージョツごっこ教室～ARTパレードするの巻～」である。令和6年2月4日、たまだやま荘地域交流室で小学生を対象としたワークショップが開催され、創作やプロのアーティストとの交流を体験する。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「第7回阪南市立学校のあり方検討委員会について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「第7回阪南市立学校のあり方検討委員会について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和5年11月15日、第7回阪南市立学校のあり方検討委員会を開催し、第2タームとしてハード面の検討を行うとともに、これまでの各委員からの意見等を集約した事務局案を基に議論し、中間報告の取りまとめが行われた。

その後、11月20日付けで検討委員会からこれまでの議論を踏まえた途中経過として、第2タームにおけるハード面に関する中間報告が提出されたことを併せて報告する。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

丁寧な資料を用意して委員の議論の材料とした事務局の労をねぎらいたい。おかげで多くの良い意見をいただいた。

今後第3タームではソフト面とハード面の両方を合わせてより深い議論をしていくことになるが、これまでの検討項目全てを横並びにして議論することは難しいのではないかと。ソフト面では、学校と地域のあり方を踏まえる必要がある。阪南市の小学校区は旧4カ村が基礎となって広がってきたという経緯があり、校区が広がるのであれば地域とのつながりをどうしていくのかを打ち出していかなければならない。学校が地域コミュニティの拠点となっていることを重視するのであれば統合は緩やかなものになるし、広範囲で統合することになれば、地域とのつながりは薄くなるだろう。ハード面では、子どもたちに安定した学習環境を提供するため、施設の老朽化対策がポイントの一つとなると考える。いずれにせよ、いくつかのポイントがあるので、あり方検討委員会では集中的に議論すべきところに注力していただき、実現可能な答申をいただきたい。

他に、質問等はないか。

(柴崎委員)

具体的に子どもの数はどれくらい減っていくのか。

(教育総務課長)

将来の児童生徒数の予測については、第5回会議資料として、総合計画に基づいて定住政策の取組を加味したものと、国立社会保障人口問題研究所のデータよりも更に少なく見込んだもの、両方を示している。それによると、令和4年5月1日現在で小学生が2,304人、中学生が1,306人に対して、令和22年には小学校が1,776人～1,194人、中学生が888人～705人に減少するという推計である。

(柴崎委員)

地域によっては半減するのではないかと。

(教育長)

ご指摘どおり、数もさることながら、地域差も大きい。本市は昭和50年代に宅地開発され、それに伴って学校が建設されたが、成人した子どもは戻らず、高齢化が進んでいるという地域が複数ある。このように、考慮すべき要素が多数あるため、方針を絞り込んで議論する必要がある。また、これは教育委員会だけで検討するものではなく、市の考え方が重要となる。

(辻委員)

阪南市立学校のあり方検討委員会で議論すべきことなのか、という意見も出ていたようだが、検討項目の一つに防災機能がある。今後、改築や統廃合が進めば、地域の避難所などの防災機能はどうなるのか。例えば、旧尾崎中学校跡地には既に民間の認定こども園が整備されているが、事業者選定の際には建物を活用していくとしていた提案は今どうなっているのか。

(教育総務課長)

旧尾崎中学校の体育館は、当該認定こども園を運営する社会福祉法人夢らんど二田に貸付けして活用されているが、災害時には避難所として使用できるよう協定書を締結していると聞き及んでいる。校舎は利活用していく予定であったが老朽化が著しいため、解体して除却する方向で進めているとのことである。

市は行財政構造改革プラン改訂版で阪南市公共施設等総合計画管理計画に基づき、市の公共施設全体の総床面積の削減に向けて取り組んでいるところであり、統廃合後の学校跡を避難所として活用するために公共施設として残すかどうかは検討課題である。

(辻委員)

資料には、学校は国の補助金等を活用して建設しているため、転用や売却する場合は国庫返納金が生じるかもしれないとある。

(教育総務課長)

そういったことも踏まえて検討しなければならない。

(教育長)

統廃合後も地域に防災機能が残っている一つの例に旧下荘小学校跡がある。現在跡地は私立の通信制高等学校として活用されているが、相手方である学校法人弘徳学園と「災害時における施設等の利用に関する協定書」を締結し、万が一の時は避難所としての機能が担保されている。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和5年度全国学力・学習状況調査結果分析報告書について」 (学校教育課)

(教育長)

報告事項第3号「令和5年度全国学力・学習状況調査結果分析報告書について」学校教育課の報告を求める。

(生涯学習部副理事)

本年4月、小学6年生と中学3年生を対象に全国学力・学習状況調査を実施した。このたびその調査結果についての分析が完了したため、報告する。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

確認だが、今年は中学3年生の教科に関する調査に英語があり、しかも「話すこと」はタブレットを用いたオンライン調査だったのか。

(生涯学習部副理事)

タブレットで一人ひとりが動画を見ながらマイク付きヘッドフォンを使って口頭で解答し、オンラインで送って正解か否かが判定されるという問題もあった。ただ、オンラインであるため全中学校が同時に実施するとサーバがダウンするおそれがある。

るということで、当日実施の1校と、のちに別の日に実施する3校に分けて行った。

(教育長)

資料36ページ、英語の問題別調査結果で「話すこと」が空欄となっているのは、オンライン調査だったからか。

(生涯学習部副理事)

結果概要は教育委員会事務局に届いているが、当日実施校と後日実施した期間内実施校が同じ問題を解答するため、公平性が担保されていないこと、また、もし当日実施校についてのみ結果を発表すると、特定の学校について発表することになることから、記載を見送ったものである。なお、本市の4校合計の結果は正答率13%と高いとは言えないものの、全国の平均は上回っている。

(教育長)

「話すこと」は全国で約6割の生徒が0点だったとの報道を見た。日本の中学校では英語の授業時数が最も多いにもかかわらず、ほとんど話せないというのは、問題が難しすぎたのかもしれないが、授業のやり方そのものに課題があるのではと感じた。世界に向かって発信するには、英語を話せることが不可欠だと考える。

(生涯学習部副理事)

私も当日様子を見に行ったが、問われていることに対して答えられていないと思った。ただ、本市は、何も言わない「無解答」の比率が全国平均より大幅に低かったことをお伝えしたい。最も無解答の比率が高い問題でも本市は約10%、全国平均が約20%と、本市の大半の生徒には、何か言わなければという気持ちがあったことが察せられる。

(教育長)

資料31ページの英語の正答数分布グラフはふたこぶにはなっているが、全国や府の平均よりも正答数の多い方へ寄っているし、28ページ小学校算数では、学力レベルの低い児童も基礎・基本がある程度習得できていることが推察できる。また、資料41ページ児童質問紙・73ページ生徒質問紙の「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」という問いに対し、本市の子どもたちは「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合が全国や府の平均よりも高く、教員が子どもたちとしっかり向き合っているいい関係を築いていることがうかがえる。さらに、資料74ページ生徒質問紙の「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という問いにも肯定的な回答の率が非常に高いなど、良い傾向にあるものが多い。なお、「人の役に立つ人間になりたい」という割合は小学校・中学校とも年々上昇しつつあるが、海洋教育の実施により社会や地球の問題に参画しているという自己有用感が培われ、社会貢献したいと思うようになった結果だとしたら、これほどうれしいことはない。

(水島委員)

教育長から英語の重要性についてのご指摘があったが、英語というのは日本語とは文法も発音も全く異なり、言語的に近い欧米の方に比べると話す面で不利なのは確かで、それを乗り越えようと様々に模索しているのが日本の英語教育なのだと思います。

う。

(教育長)

本市では英語指導助手を小中学校に計8人配置しており、子どもたちが日常的に生きた英語に触れているのが、英語を話すことのハードルを下げた一因と考える。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第5号「阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部改正について」
(生涯学習推進室)**

(教育長)

報告事項第5号「阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市内にある大阪府立泉鳥取高校が令和6年度末に閉校することを見据え、特定の高等学校に限定することなく高等学校代表の委員を依嘱することを目的として、阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正したので報告する。現在の委員が令和6年3月31日で任期満了となるのに合わせ、施行日は令和6年4月1日とする。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

実際にはどこの高等学校を想定しているのか。

(生涯学習推進室長)

旧下荘小学校跡に令和5年4月に開校した近畿大阪高等学校を想定している。

(教育長)

高等学校代表を削除せず、対象を広げたことを評価する。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第6号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会要綱の廃止について」
(生涯学習推進室)**

**◆報告事項第7号「阪南市立文化センター指定管理者選定委員会要綱の廃止について」
(生涯学習推進室)**

**◆報告事項第8号「阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会設置要綱の廃止について」
(生涯学習推進室)**

(教育長)

事由を同じくする案件であるため、報告事項第6号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会要綱の廃止について」、報告事項第7号「阪南市立文化センター指定管理者選定委員会要綱の廃止について」、報告事項第8号「阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会設置要綱の廃止について」の3件について生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

現在、阪南市教育委員会が所管する公共施設は、令和4年3月25日に制定した「阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例」及び各施設の指定管理者選定委員会設置要綱を根拠規定とする指定管理者選定委員会が、指定管理者候補者を選定し、指定管理者の指定後は、「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づく第三者モニタリングを行うこととしている。

このたび報告事項第6号から8号でその廃止について報告する三つの要綱は、「阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例」の制定以前に設置した、各施設の指定管理者選定委員会の根拠規定であったものである。なお、廃止要綱の施行日は、指定管理期間の最終年度の管理運営に対する第三者モニタリングが必要となった場合に対応できるよう、各施設の指定管理期間満了日の1年後の日とする。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいま報告のあった3件について、質問等はないか。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<学校教育課>

12月22日 小中学校2学期終業式
1月 5日 定例校長会

<生涯学習推進室>

1月 7日 はたちの集い
1月13日 能楽こども教室発表会
第32回皿田能
1月19日 令和5年度泉北・泉南地区社会教育委員研修会

1月24日 泉南ブロック識字・日本語学習教室見学会

<公民館>

- 12月23日 [尾崎公民館] パソコンサポート
[西鳥取公民館] ロビーコンサート
- 12月24日 [東鳥取公民館] レコード喫茶 in 公民館
- 12月27日 [東鳥取公民館] 迎春のお花を生けてみよう
- 1月 6日 [尾崎公民館] 冬休み子ども工作教室
「和だこを作ってあげよう！」
- 1月 7日 [尾崎公民館] 子ども将棋広場
- 1月13日 [尾崎公民館] 新春わくわくお正月遊び
- 1月14日 [西鳥取公民館] ロビーで和文化を楽しむ
～カジュアルな茶道・初釜～
- 1月18日 [西鳥取公民館] まほうのおばさんのおはなしかご

※いずれも12月22日現在の実績・予定

(教育長)

はたちの集いに教育委員は出席するのか。

(生涯学習推進室長)

今回は久しぶりに主催者としてご出席いただく。

(教育長)

よろしく願います。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)

その他、何かないか。

(辻委員)

昨日、市町村教育委員会研究協議会にオンラインで参加した。前半は文部科学省から初等中等教育施策の動向についての行政説明、後半は各テーマに基づく分科会で、私は「いじめ対策・不登校支援について」というテーマを選択した。行政説明では、令和6年度に教員の働き方改革やタブレット端末の更新にかかる予算が措置される見込みとのことだった。分科会での意見交換では、各自治体で個々の課題もあれば、共通する問題もあった。本市ではいじめの認知件数は多く、不登校の児童・生徒数は相対的に少ないが、私が参加したグループでは逆の自治体が多かった。い

じめの認知にはそれぞれアンケートを活用しており、本市では紙だが、デジタルで集計して共有し、スピーディに対応している自治体もあることを報告する。

(教育長)

ご報告感謝する。

(学校教育課長)

本市を始めとして大阪府内の自治体ではいじめの認知件数が多いが、積極的な認知に努めた結果と考える。認知の手段については今後とも調査・研究に努めたい。

(教育長)

他に、何かないか。

(全員)

なし。

(教育長)

次回の令和6年第1回定例教育委員会は、令和6年1月26日金曜日、阪南市役第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和5年第12回定例教育委員会を閉会する。

以上